

## 食品表示部会設置運営規程改正に係る法令の新旧対照表

食品表示部会設置・運営規程（平成 21 年 12 月 1 日）

改正案	現在の規程（平成 25 年 9 月 20 日）
<p>（所掌）</p> <p>第三条 部会は、以下の事項について、調査審議する。</p> <p>一 食品衛生法に基づき、内閣総理大臣が、販売の用に供する容器包装等の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。</p> <p>（削除）</p> <p>二 内閣総理大臣が、食品表示法第四条において規定する食品に関する表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。</p> <p>三 その他食品の表示に関すること。</p>	<p>（所掌）</p> <p>第三条 部会は、以下の事項について、調査審議する。</p> <p>一 食品衛生法に基づき、内閣総理大臣が、販売の用に供する<u>食品、添加物、容器包装等</u>の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。</p> <p>二 <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、内閣総理大臣が、飲食料品の品質の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。</u></p> <p>三 内閣総理大臣が、食品表示法第四条において規定する食品に関する表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。</p> <p>四 その他食品の表示に関すること。</p>

○第三条第一号について：食品衛生法の食品および添加物の表示に関する部分が食品表示法に移ったため、容器包装等のみが該当する。

○第三条第二号について：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の食品に関する部分が食品表示法に移ったため、該当箇所がなく削除

○第三条第三号について：第三条第二号が削除されたため、三から二へ号ずれ

○第三条第四号について：第三条第二号が削除されたため、四から三へ号ずれ

※上記規程上から「添加物」の表記はなくなりますが、食品表示法における「食品」に「添加物」が内包されているため、所掌は変わりません。

食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日 法律第 233 号）

<p>現在：平成 26 年 6 月 13 日 法律第 69 号</p>	<p>設置・運営規程改正時：平成 21 年 6 月 5 日 法律第 49 号</p>
<p>第四章 表示及び広告</p> <p>第十九条 内閣総理大臣は、一般消費者に対する器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、前条第一項の規定により規格又は基準が定められた器具又は容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により表示につき基準が定められた器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。</p> <p>3 <u>販売の用に供する食品及び添加物に関する表示の基準については、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）で定めるところによる。</u></p>	<p>第四章 表示及び広告</p> <p>第十九条 内閣総理大臣は、一般消費者に対する<u>食品、添加物、器具</u>又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、<u>販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により表示につき基準が定められた<u>食品、添加物、器具</u>又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。</p> <p>（新設）</p>

農林物資の規格化等に関する法律（旧 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）（昭和 25 年 5 月 11 日 法律第 175 号）

<p>現在：農林物資の規格化等に関する法律（平成 26 年 6 月 4 日 法律第 51 号）</p>	<p>設置・運営規程改正時：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（平成 21 年 6 月 5 日 法律第四十九号）</p>
<p>第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化 （製造業者等が守るべき表示の基準）</p> <p>第十九条の十三 （削除）</p> <p>（削除）</p> <p>内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要であると認められるもののうち、一般消費者の経済的利益を保護するた</p>	<p>第五章 品質表示等の適正化 （製造業者等が守るべき表示の基準）</p> <p>第十九条の十三 <u>内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。</u></p> <p><u>一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項</u></p> <p><u>二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項</u></p> <p><u>2 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。</u></p> <p><u>3 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要であると認められるもののうち、一般消費者の経済的利益を保護するた</u></p>

めその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、その指定のあつた後速やかに、その品質に関する表示について、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

5 (略)

めその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、その指定のあつた後速やかに、その品質に関する表示について、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

4 (略)

5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

6 (略)

7 (略)